三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字湯沢三〇九九の一・三〇九九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町新川字一条四五八一の二二から四五八一の二四まで、四五八一の三五、四五八一の三九、四五八一の七〇、四五八一の九七、四五八一の一二六、四五八一の一二〇、字蒟蒻尻四六六二、字蒟蒻四六七七の一、四六七七の三、四六九一の一、四六九一の三、四六九一の四、四六九九の一、四七〇八の一一、四七〇八の一四、四七〇八の一五、四七〇八の二〇、四七〇八の二一、四七〇九、四七一一の五から四七一一の七まで、四七三〇、四七三一、四七三四の一、四七三四の二、四七三五の一、四七三五の二、四七五〇の一から四七五〇の四まで、字山ノ首四七五八の一、四七五八の二、四七五八の四、四七五九、四七六一、四七六三の一、四七六四の一、四七六九の一、四七七一、四七七三、四七七六の三、四七七六の四、四七八六の一、四七八六の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町円明寺字平野二九の一、三二の一、三三の一、六六、六六の一、七三の一、七六、八四の一、八八、八九、九〇の一、九〇の二、九二、九二の二、九二の三、九三の一、九三の三、九三の四、一〇〇、五四五の一から五四五の三まで、五四五の五から五四五の七まで、五四五の九、五四五の一二、五四五の一四、字居垣内一四七の一、一五〇の一、一五二の一、一五四の二、一五四の三、一五五の二、一五九、北野字上岡八六の四、八九の一、九〇の一、九四、字北山五三一、五三五の二、五三六、五三六の二、五三七から五三九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字居垣内一四七の一・一五二の一・一五四の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四の三、一五九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字小倉ノ上一〇二三（次の図に示す部分に限る。）、長岡市西中野俣字高畑四二七一から四二七四まで、字中田一六四八の二、十日町市松之山湯山字上川田一三三三、松之山藤倉字川段二二〇一の二、二二〇二、二二〇三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁並びに関係市役所及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐南区高取南町字加計七七一、七七二、字高平八五六、甲八六八、庄原市西城町栗字森近山二九一、字家本谷山三〇二の一、三〇二の二、三〇二の三、三〇二の一、三〇二の二、三〇二の三、三〇二の四の一、三〇四の二、三〇五の一、三〇五の二、三〇六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字加計七七一・七七二・字高平八五六・甲八六八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字森近山二九一、字家本谷山三〇二の一、三〇二の二、三〇二の三、三〇二の四の一、三〇四の二、三〇五の一、三〇五の二、三〇六の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年二月二十一日国土交通省告示第二百二十一号東京都市計画道路事業区画街路足立区画街路第十一号線
三　事業施行期間　自平成十九年二月二十一日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第百六十四号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第八条第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十六号（自動車交通上密接な関連を有する指定都市高速道路）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十五日

国土交通大臣　大畠　章宏

表福岡高速道路の項中「早良区野芥一丁目」を「西区福重二丁目」に改め、同表の備考中「平成二十二年二月一日」を「平成二十三年二月一日」に改める。